

# 人権コラム 心、豊かに

## ◆ 差別を食い止める

1871(明治4)年の太政官布告、いわゆる『<sup>せんにん</sup>賤民廃止令(解放令)』により、古い身分制度は廃止されました。

しかし、その翌年に作成された『<sup>じんしん</sup>壬申戸籍』と呼ばれる日本初の全国統一戸籍には、廃止されたはずの身分や職業などが記載されたものもあり、そのうえ役場で自由に閲覧できたことから身元調査に悪用されることがありました。その多くは、結婚や就職の際に「出自」を探るもので、“差別”を助長する許されざる行為です。

個人の出生から死亡までの親族関係等を公的に証明する、極めてプライバシー性の高い書類といえるのが“戸籍”。現在は、個人情報保護や人権擁護を目的に戸籍法が改正され、原則「非公開」となっています。また、請求要件の厳格化と請求時の本人確認の徹底など、管理も厳しく行われています。しかし、それでもなお不正請求や不正取得が全国で散見されています。

このような事態を見かねた大阪府大阪狭山市は、2009(平成21)年、全国で初めて『本人通知制度』を導入しました。この制度は、「事前登録者」の戸籍などを第三者や代理人に交付した場合、その交付の事実を「事前登録者」に通知するものです。このとき、「事前登録者」が関与していない(知らない)交付であった場合、不正請求や不正取得の可能性が高まることから、通知制度は悪用や犯罪に対する「抑止力」として期待されています。日田市では2013(平成25)年から当制度が導入され、いまでは県内の全市町村が導入済みです。

身元調査を「しない・させない・許さない」社会の実現のために、一人ひとりが本人通知制度の目的を正しく理解することが重要です。その上で、積極的な登録行動によって「差別はNO!」の強い意思を示すことが、豊かで安心な社会の構築につながるはずです。

※本人通知制度の申込みは、市役所1階市民課及び各振興局・振興センターで受け付けています。